

米ドル定期自動入金サービス約款

第 1 条 (目的)

1. この約款は、お客様が株式会社 **SBI 証券**(以下、「当社」といいます。)に開設された証券総合口座へ、お客様が指定する株式会社 **SBI 新生銀行**(以下、「**SBI 新生銀行**」といっています。)の総合口座パワーフレックス(以下、「パワーフレックス口座」といいます。)から自動的に米ドル普通預金を入金するサービス(以下、「本サービス」といいます。)及び本サービスに付随する事項に関する契約内容を定めることを目的とするものです。
2. 本サービスのご利用にあたっては、本約款のほか、**SBI 新生銀行**の定める「パワーフレックス規約集」、および当社の定める「約款・規程集」、その他の規定、約款によることとします。

第 2 条 (本サービスの申込及び利用)

1. お客様は本サービスの内容を十分にご理解のうえ、当社所定の方法によりお申し込みいただくものとします。なお、申込にあたっては事前に次の各号のすべての条件を満たしている必要があります。
 - (1) 当社にお客様名義の証券総合口座および外貨建口座が開設されていること
 - (2) **SBI 新生銀行**にお客様名義のパワーフレックス口座が開設されていること
 - (3) **SBI 新生銀行**において、口座振替契約の締結がお済であること
2. 当社は、本サービスにかかる毎営業日（当社営業日をいいます。以下同じ。）の **SBI 新生銀行**からの入金日（以下、「自動入金日」といいます。）の前日の 24 時 00 分までに当社が本申込、および自動引き落とし日、一回あたりの自動引き落とし金額の設定をいただいたお客様について、当該自動入金日より本サービスの提供を行います。

第 3 条 (本サービスによる自動入金)

本サービスの引落しについては、以下に定めるところによるものとします。

- (1) 引落設定日は任意の日付を毎月最大 5 日設定可能
- (2) 引落設定金額は 1 日あたり 10 米ドル以上 1 セント単位で、最大 99,999,999.99 米ドル
- (3) 毎日 23 時 45 分～翌 0 時 15 分および毎月第 2 週と最終週の日曜日の 0 時 30 分～6 時 00 分はメンテナンスのため自動引き落とし日および一回あたりの自動引き落とし金額の設定不可
- (4) 当社外貨建口座への入金設定日当日となり、午前 3 時 00 分頃より順次当社へ入金処理を実施

(5) 設定日が非営業日または存在しない月（29日～31日がない月）の場合、翌営業日に入金処理

第4条（買付代金への充当）

当社は、お客様の外貨建口座に入金された米ドルを、原則としてお客様の指定するお取引の買付代金に充当できるものとします。

第5条（申込内容の変更および停止）

お客様は、当社所定の手続きにより本サービスの申込内容の変更および停止を行うことができます。

第6条（自動入金の停止）

1. 口座振替契約をしている SBI 新生銀行パワーフレックス口座における米ドル普通預金残高が引落設定金額に満たない場合、当社の証券総合口座に取引の制限が掛かっている場合、又は第10条に規定するシステム障害が発生した場合等においては SBI 新生銀行からの自動入金を行わないものとします。

また、本項の事由により自動入金が行われなかった場合には、当該設定日の自動入金処理は当社では原則として再度実行しないため、本サービスによる米ドルの買付余力拡大を前提としたお取引を予定されていたお客様は、ご自身で、別途入金手続きを行う必要があります。

2. 当社は、次の各号のいずれかに該当した場合には、本サービスによる自動入金設定を停止するものとします。

(1) 前項の理由により引落が3回連続入金エラーとなったとき（ただし、システム障害によって引落不可となった場合は連続入金エラーの回数にはカウントしません。）

(2) お客様が、所定の日までに当社所定の手続きにより自動入金の停止を申し入れた場合

(3) 本サービスが、SBI 新生銀行により停止された場合

(4) 本サービスが、当社所定の事由により停止された場合

第7条（自動入金の再開）

お客様は、前条により自動入金停止された場合、当社所定の手続きにより自動入金を再開できるものとします。

第 8 条（届出事項の変更）

お客様は、当社への届出事項に変更があった場合は、速やかに届出るものとします

第 9 条（サービスの終了）

本サービスは以下のいずれかに該当したときに終了するものとします。

- (1) お客様が、当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- (2) お客様が、本サービスを利用する資格を喪失した場合
- (3) お客様が、第 11 条に定める本約款の改正に同意されない場合
- (4) お客様が、証券総合口座の解約を申し出た場合
- (5) お客様が、当社における部店、および口座番号の変更を伴うお取引コースの変更を申し出た場合
- (6) 当社が、本サービスの解約を申し出た場合
- (7) 当社が、本サービスを提供することができなくなった場合

第 10 条（免責事項）

当社は、本サービスの提供にあたり、障害が生じないことを保証するものではありません。天災地変、通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅滞・中止などの障害、データへの不正アクセスにより生じた障害、その他本サービスに関してお客様に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第 11 条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要を生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上
(2023 年 11 月)